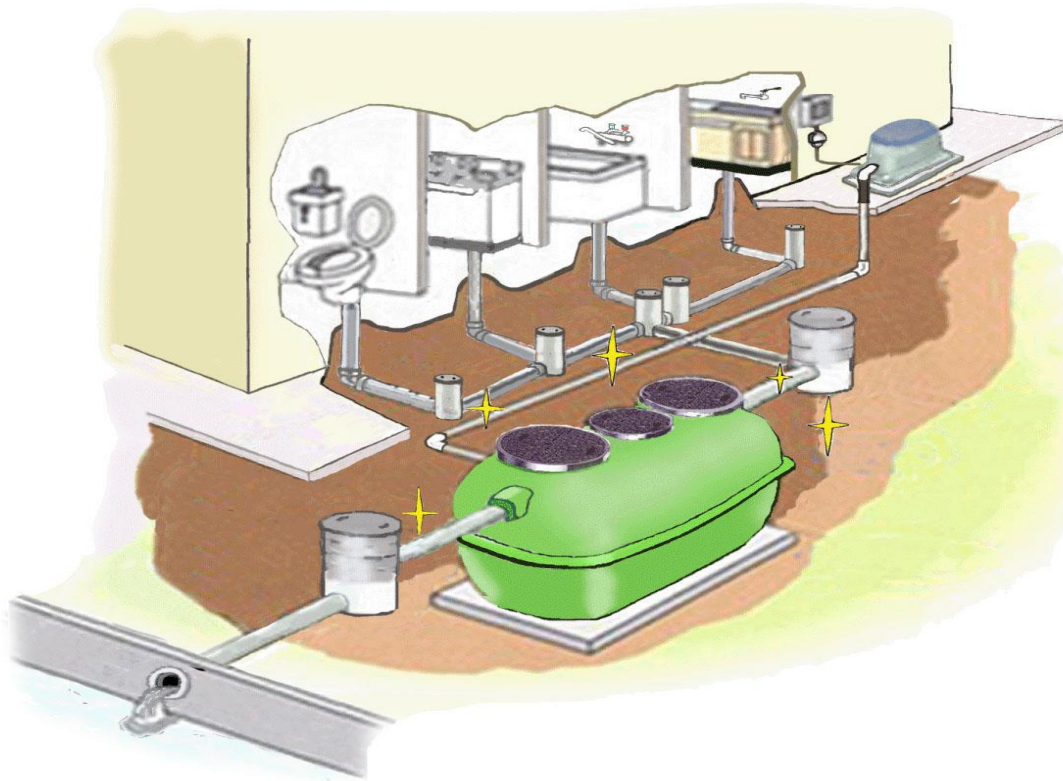


令和7年度
沼津市浄化槽設置事業補助金
交付の手引き



沼津市役所 水道部 水道サービス課
水道部 水道総務課

[問い合わせ先]

受付時間： 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

水道サービス課（申請受付窓口）

TEL：055-934-4856 FAX：055-934-0887

Mail：suido-sa@city.numazu.lg.jp

水道総務課（補助金交付窓口）

TEL：055-934-4851 FAX：055-931-8101

Mail：suido-so@city.numazu.lg.jp

合併処理浄化槽の設置者に補助金が交付されます。

沼津市では、生活排水による公共用水域（河川等）の水質汚濁を防止するため、し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）を設置する方に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

申請前に、補助対象地域かどうか、補助対象浄化槽かどうかお問い合わせください。

〔重要〕

令和 5 年度からくみ取り便槽から浄化槽への転換が単独転換と同様の補助対象となりました。

補助対象経費：本体費用・撤去費・宅内配管工事費

1 申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

※ 国庫補助の関係で 12 月までとしています。

【注意事項】

単独転換の補助金申請は、県費補助の関係で令和 7 年 10 月 31 日（金）までに事前連絡が必要です。

上記の日までに事前連絡がなかった場合は、補助金の対象にならないのでご注意ください。

※ 単独転換は、補助金受給の有無にかかわらず、クリーンセンター管理課に設置届出書を提出する必要があります。

2 補助対象区域

沼津市域のうち沼津市公共下水道計画区域外の区域。

※ 申請前に事前に水道サービス課までお問い合わせの上、ご確認ください。

3 補助対象者

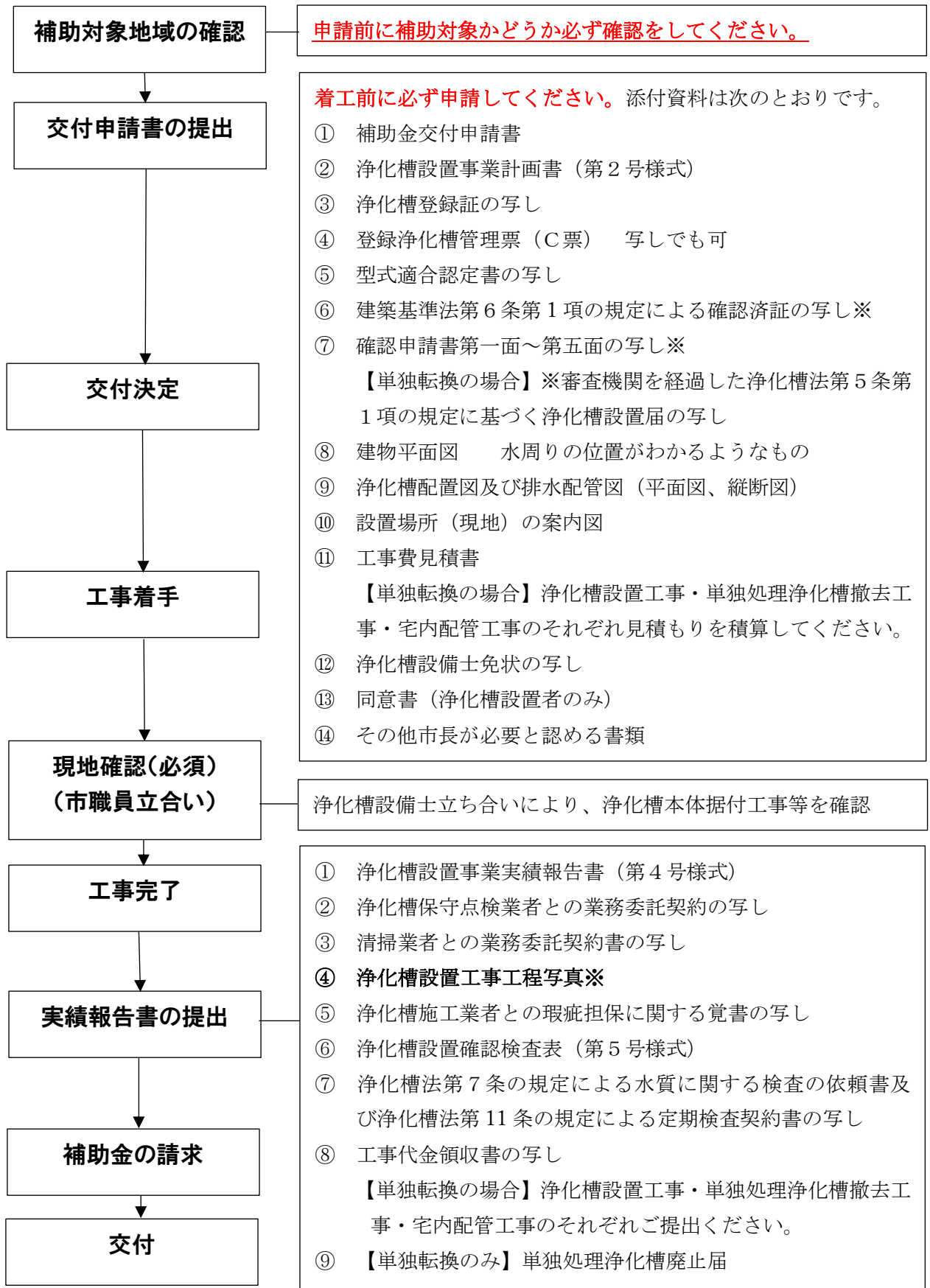
補助対象区域内において、専用住宅に浄化槽を設置しようとする者及び集中処理浄化槽を設置しようとする者。ただし、次の場合は、補助金を交付しない。

- (1) 建築確認又は浄化槽法第 5 条第 1 項の規定に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者。
- (2) 市税を滞納している者。
- (3) 賃貸の目的で浄化槽付き専用住宅を建築、増築又は改築する者。
- (4) 専用住宅を借りている者で、貸主の承諾が得られない者。
- (5) 販売の目的で浄化槽付き専用住宅を建築、増築又は改築する者（以下「建

築者」という。)。ただし、建築者があらかじめ市長に浄化槽設置事業補助金交付確認願（第1号様式）を提出して補助の対象となる旨の確認済証の交付を受けたときは、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は、補助事業者とみなす。

- (6) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。
- (7) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者。※災害の場合を除く
- (8) 浄化槽の設置された家屋の建て替え・増築又は改築に伴い浄化槽を設置しようとする者及び既存の浄化槽を更新又は改築する者。
- (9) 従前の住居が沼津市内の合併処理浄化槽付き専用住宅（賃貸住宅等を除く。）の者で、世帯全員が転居し、家屋の購入、建築、増築又は改築に伴い浄化槽設置をしようとする者。
- (10) 沼津市公共下水道計画区域外において、51人槽以上の規模の浄化槽を設置しようとする者。ただし、平成30年4月1日以後に新たに沼津市公共下水道区域外となった市街化調整区域において、51人槽以上の規模の浄化槽を設置しようとする者を除く。
- (11) その他市長が汚水処理未普及解消につながらないと認める浄化槽を設置しようとする者。

4 浄化槽補助申請の流れ（補助金申請から交付までの手続き）



※ ④浄化槽設置工事工程写真は補助対象事業（本体工事・撤去工事・宅内配管工事）それぞれの写真が必要です。

5 補助金の上限額

新規設置の場合は本体費用を、単独転換の場合は本体費用、単独処理浄化槽の撤去、宅内配管工事費を補助します。

下記表にかかわらず、くみ取り便槽の撤去費は90,000円が上限となります。

(1) 平成30年3月31日までの沼津市公共下水道計画区域外

人槽区分	本体	単独処理浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人槽	332,000円	120,000円	300,000円
6～7人槽	414,000円	120,000円	300,000円
8～10人槽	548,000円	136,000円	300,000円
11～20人槽	939,000円	234,000円	300,000円
21～30人槽	1,472,000円	368,000円	300,000円
31～50人槽	2,037,000円	508,000円	300,000円

(2) 平成30年4月1日以降に新たに沼津市公共下水道計画区域外となった市街化調整区域

人槽区分	本体	単独処理浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人槽	332,000円	120,000円	300,000円
6～7人槽	414,000円	120,000円	300,000円
8～10人槽	548,000円	136,000円	300,000円
11～20人槽	939,000円	234,000円	300,000円
21～30人槽	1,472,000円	368,000円	300,000円
31～50人槽	2,037,000円	508,000円	300,000円
51人槽～	2,326,000円	558,000円	300,000円

(3) 平成30年4月1日以降に新たに沼津市公共下水道計画区域外となった市街化区域

人槽区分	本体	単独処理浄化槽の撤去	宅内配管工事
5人槽	415,000円	120,000円	300,000円
6～7人槽	517,000円	128,000円	300,000円
8～10人槽	685,000円	170,000円	300,000円
11～20人槽	1,139,000円	234,000円	300,000円
21～30人槽	1,672,000円	368,000円	300,000円
31～50人槽	2,237,000円	508,000円	300,000円
51人槽～	2,526,000円	558,000円	300,000円

[参考] 補助金額の算出

- ① 新設の場合 総事業費の40%が補助対象額
(用地の取得・借り上げ等に要する費用は除く)

(例) 5人槽 総事業費 1,000,000 円の場合

$$\text{総事業費 } 1,000,000 \text{ 円} \times 40\% = \underline{400,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨)}$$

↓

5人槽上限額 332,000 円

人槽上限額を上回る場合は、上限額まで
下回る場合は、総事業費×40% (千円未満切捨)

- ② 単独転換の場合 ア)浄化槽本体設置工事、イ)単独処理浄化槽撤去工事費、
ウ)宅内配管工事費に分けて積算

ア)本体設置工事 … 上記新設と同じ

イ)単独処理浄化槽撤去工事費

見積金額とそれぞれの人槽もしくはくみ取り便槽の撤去費用の上限額と比較して、金額が低い方。

ウ)宅内配管工事費

見積金額と宅内配管工事費用の上限額 300,000 円と比較して、金額が低い方。

(例) 5人槽 総事業費 1,500,000 円の場合

ア)本体工事 600,000 円

イ)撤去工事 500,000 円

ウ)宅内配管 400,000 円

ア) 本体工事 600,000 円×40%=240,000 円
5人槽上限額 332,000 円を下回っているため、240,000 円①

イ) 撤去工事 500,000 円 > 5人槽撤去費上限額 120,000 円と比較し、
金額が低い方。 120,000 円②

ウ) 宅内配管 400,000 円 > 宅内配管工事費上限額 300,000 円と比較し、
金額が低い方。 300,000 円③

例の補助額 ①+②+③=660,000 円

6 注意事項

- ・ この補助金対象事業は、必ず補助金交付決定後に着工してください。
- ・ 中間検査（浄化槽本体設置時）と完成確認があります。中間検査には市職員の立ち会いが必要です。
- ・ 「補助金交付申請書」「事業実績報告書」提出には、それぞれ必要な添付書類がありますので、確認の上、書類を作成してください。

※単独転換の宅内配管工事の写真が漏れていることが多いのでご注意ください。

- ・ 提出は速やかにお願いします。書類不備や提出の遅延がありますと、場合によっては理由書の添付が必要になることもありますので、そうならないようご注意ください。
- ・ 「沼津市浄化槽設置事業補助金 提出書類チェックリスト」をご確認のうえ、書類をご用意ください。

7 施工方法等

平成19年10月に環境省浄化槽推進室から通知されている「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」第3章 設置工事と浄化槽の種類をご参照ください。

8 浄化槽使用開始後の維持管理について

浄化槽法で、浄化槽管理者には、維持管理（①保守点検、②清掃、③法定検査）が義務付けられています。

本補助金は浄化槽の定期的な維持管理（①保守点検、②清掃、③法定検査）を適切に実施することを条件として交付されます。（交付要件を満たさない場合には補助金の返還となります。）

浄化槽の構造や維持管理に関する知識を習得していただくために、クリーンセンター管理課で開催する「**浄化槽設置者講習会**」の受講が必修となっています。

開催時に通知文書をお送りしますので、忘れずにご参加ください。

9 浄化槽を使い始めるとき

浄化槽の使用開始の日から30日以内に必ず「浄化槽使用開始報告書」を提出してください。（詳しくは

【提出先】クリーンセンター管理課

〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞 2417-1

TEL 055-933-0711 FAX 055-931-7724

※新設：「浄化槽使用開始報告書」を提出

※単独転換：「単独処理浄化槽廃止届」と「浄化槽使用開始報告書」を提出

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

沼津市補助金交付規則第3条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事務又は事業の名称 浄化槽設置事業
- 2 総事務費又は総事業費 円
- 3 交 付 申 請 額 円
- 4 事務又は事業の概要
- 5 添付書類
 - 浄化槽設置事業計画書（第2号様式）
 - 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票
 - 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
 - 建物の平面図、浄化槽の配置図及び排水配管図（平面図、縦断図）
 - 設置場所の案内図
 - 専用住宅を借りている者は、貸主の承諾書
 - 沼津市浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条第2項第2号及び第6号に該当しない者であるかを市が関係機関等に照会することについての同意書
 - 補助事業に係る経費の見積書の写し
 - 確認済証（第4条第2項第5号ただし書の規定により補助事業者とみなされた者に限る。）
 - その他市長が必要と認める書類

浄化槽設置事業計画書

1 事業者名

2 設置場所

3 収支計画

収入	自己資金	円	支出	工事費	円
	借入金	円			
	補助金	円			
	合計	円		合計	円

4 浄化槽

メーカー

型式

認定番号

人槽

人槽

処理方法

5 建築物

所有者 (1) 本人 (2) 共有 () 人
(3) その他 ()

用途 (1) 住宅 (2) 併用住宅

延床面積 居住部分 _____ m²

その他 _____ m²

合計 _____ m²

6 施工業者

名称及び氏名

住所

7 工期

着工予定年月日 年 月 日

完成予定年月日 年 月 日

同意書

私は、下記事項の該当の有無について、市が関係機関等に照会することについて同意します。

1 市税を滞納している者

(沼津市浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条第2項第2号)

2 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

(沼津市浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条第2項第6号)

年 月 日

住所

フリガナ

氏名

生年月日

年 月 日

(宛先) 沼津市長

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者氏名

事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け沼津市指令水総第 号により補助金交付決定の通知を受けた下記の事務又は事業の実績について、沼津市補助金交付規則第 11 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事務又は事業の名称 浄化槽設置事業
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 浄化槽設置事業実績報告書（沼津市浄化槽設置事業補助金要綱第 4 号様式）
 - (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - (3) 浄化槽設置工事の工程写真
 - (4) 浄化槽施工業者との瑕疵担保に関する覚書の写し
 - (5) 浄化槽設置確認検査表（沼津市浄化槽設置事業補助金要綱第 5 号様式）
 - (6) 浄化槽法第 7 条の規定による水質に関する検査の依頼書の写し
 - (7) 浄化槽法第 11 条の規定による定期検査契約書の写し

□ 浄化槽関係の届出書類は下記クリーンセンター管理課宛にご提出ください。

▼ 届出の書類は沼津市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ>市民のみなさんへ>し尿処理の「浄化槽に関する届出書について」から各種届出の電子申請も可能です。

沼津市生活環境部 クリーンセンター管理課
〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞 2417-1
電話 055-933-0711 FAX 055-931-7724
Email kuri-kan@city.numazu.lg.jp

【提出方法】 郵送、FAX、持参、電子申請のいずれか

届出種類	事由	届出期限
浄化槽設置届出書 (電子申請、FAX 不可)	浄化槽を新たに設置するとき (建築確認申請を伴う場合は除く) ※「静岡県浄化槽取扱指導要綱」に基づく	浄化槽を設置する 22 日 (ただし、浄化槽法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては 11 日) 前まで
浄化槽変更届出書 (電子申請、FAX 不可)	浄化槽の構造や規模を変更しようとするとき	同上

□ 単独転換 (建築確認申請を伴わないで浄化槽を設置) する場合

※ 「浄化槽設置届出書」を提出する前に「静岡県浄化槽取扱指導要綱」を必ずご確認の上、お手続きをお願いいたします。

上記の書類は 3 部をご用意ください。審査終了後に受付印を押印した書類を 1 部ご返却いたします。

郵送で返却を希望の場合は、返信用封筒に切手を貼って上記書類と一緒にご提出ください。

【注意事項】

単独転換の補助金申請は、県費補助の関係で **令和 7 年 10 月 31 日 (金)** までに事前連絡が必要です。

上記の日までに事前連絡がなかった場合は、補助金の対象にならないのでご注意ください。

▼ 以下の浄化槽関連届出は郵送、FAX、持参、電子申請で受付しています。

沼津市 クリーンセンター管理課 〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞 2417-1
 電話 055-933-0711 FAX 055-931-7724

【重要】●国の押印見直しに伴い、これまで申請書等に必要とされていた押印については「署名」（本人が自筆で氏名を手書き）でも可とします。

届出種類	事由及び届出期限	QRコード
浄化槽使用開始報告書	浄化槽の使用を開始したとき 浄化槽を使用開始した日から30日以内	
浄化槽使用休止届出書 ※休止前に実施した清掃の記録を添付すること	浄化槽の使用を休止しようとするとき 浄化槽を1年以上使用しなくなったとき	
浄化槽使用再開届出書	浄化槽使用休止届出書を提出した浄化槽の使用を再開したとき 浄化槽の使用を再開した日、または再開を知った日から30日以内	
浄化槽使用廃止届出書	浄化槽の使用を廃止したとき 浄化槽を廃止した日から30日以内	
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽の管理者が変更になったとき 管理者が変更した日から30日以内	

※ 各種届出の電子申請はQRコードからお手続きをお願いいたします。